

1. 檜葉町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和2年6月15日制定
令和3年2月8日一部改正

(目的)

- 第1条 この要綱は、社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が地域福祉の総合的な推進を図るため、住民組織や社会福祉関係機関・団体、行政機関等の参加を得ながら総合的な計画を策定するため、社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、檜葉町社会福祉協議会会長(以下、「会長」という。)の諮問に応じて地域福祉活動計画(以下、「活動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 活動計画の策定にあたっては、檜葉町が策定した「檜葉町地域福祉計画」との整合性を図り、連携して策定するよう努めるものとする。

(委員会の構成及び委員の任期)

- 第2条 委員会は委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
- (1) 行政区を代表する者
 - (2) 民生委員児童委員を代表する者
 - (3) 地域福祉に識見を有する者
 - (4) 社会福祉関係機関・団体を代表する者
 - (5) 行政機関の職員
 - (6) 社協職員
 - (7) その他会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情により委員に交代が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

- 第3条 委員会は、会長の諮問を受けて、活動計画について審議を行い、策定するものとする。
- 2 委員会は、活動計画の進捗管理に努め、施策の分析、評価及び見直し等を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。
- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委員長が必要と認めるときは、書面での審議をもって議決することができる。
 - 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは、議長が決する。
 - 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、檜葉町社会福祉協議会事務局内に置く。

(守秘義務)

第7条 委員会の関係者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。これは、その職を退いた後も同様とする。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償については、社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会報酬及び費用弁償に関する規程(平成31年4月1日公布規程第5号)に準じて、各委員に支給するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

2. 檜葉町地域福祉活動計画策定委員会 名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属	役職
1	山内 康一 ※	檜葉町行政区長会	会長
2	松本 宏美	檜葉町民生児童委員協議会	会長
3	早川 シン	檜葉町婦人会	会長
4	新妻 信一	檜葉町老人クラブ連合会	会長
5	古市 貴之	NPO 法人 シエルパ	代表
6	松本 善孝	社会福祉法人 希望の杜福祉会	管理者
7	玉根 幸恵	社会福祉法人 広葉会	リリー園 施設長
8	遠藤 隼人	基幹相談支援センター ふたば	センター長
9	樋田 利治	一般社団法人 ならはみらい	事務局長
10	松本 久美子	檜葉町役場 住民福祉課	課長補佐兼社会福祉係長
11	藤田 恭啓	檜葉町役場 住民福祉課	保健衛生係長
12	瀬谷 武士	檜葉町役場 住民福祉課	介護保険係長
13	山田 美雪	檜葉町社協 事務局	事務局次長
14	磐城 美樹	檜葉町地域包括支援センター	センター長

※ 『 檜葉町地域福祉活動計画 策定委員会 委員長 』

3. 檜葉町地域福祉活動計画検討委員会 名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属	役職
1	松本 久美子	檜葉町役場 住民福祉課	課長補佐兼係長
	(第1回検討委員会のみアドバイザー)		
2	福井 光治	檜葉町社協 事務局	事務局長
3	山田 美雪	檜葉町社協 事務局	事務局次長
4	古市 美津江	檜葉町社協 生活支援相談員	主任生活支援員
5	磐城 美樹	檜葉町社協 地域包括支援センター	センター長
6	佐藤 純	檜葉町社協 介護予防事業所	生活相談員
7	岩間 美津江	檜葉町社協 居宅介護支援事業所	管理者
8	吉田 光洋	檜葉町社協 通所介護事業所	管理者
9	猪狩 亜紀子	檜葉町社協 訪問介護事業所	サービス提供責任者

4. 檜葉町地域福祉活動計画策定経過

実施日	委員会・ヒアリング	検討・協議内容
令和2年 9月 3日	第1回検討委員会	① 地域福祉活動計画及び策定推進・スケジュール等について説明 ② 「アンケート調査」実施予定の報告 ③ 今後の推進予定と意見交換 他
令和2年 9月 15日	第1回検討委員会 /補足会合	① アンケート（設問）内容の検討 ② 第1回策定委員会内容についての検討
令和2年 10月 1日	第1回策定委員会	① 檜葉町社会福祉協議会 松本会長挨拶 ② 「地域福祉活動計画」策定の主旨説明 ③ 委員長の選出（委員長＝山内委員） ④ 「アンケート調査」実施の報告 ⑤ 今後のスケジュールについて
令和2年 10月 8日 10月 9日	策定委員 ヒアリング	○ 遠藤委員 ○ 山内委員（委員長） ○ 松本（善）委員 ○ 古市委員
令和2年 12月 3日	第2回検討委員会	① アンケート結果報告と質疑応答及び集計等に関するご要望聴取 ② 計画の方向性についての提示と協議（策定委員会提示内容等について）
令和2年 12月 14日	第2回策定委員会	① アンケート結果報告と質疑応答 ② 計画の方向性についての提示と協議（質疑含む） ③ 今後の推進予定と第3回策定委員会開催日程の確認
令和3年 1月 14日	第3回検討委員会	① 施策の展開及び計画の推進素案検討 ② 第3回策定委員会提示素案内容の確認
令和3年 1月 22日	第3回策定委員会	① 施策の展開及び計画の推進素案についての提示と協議（意見交換・質疑応答） ② 第4回策定委員会の日程の確認及び資料の事前配布についての連絡
令和3年 2月 4日	第4回検討委員会	① 第4回策定委員会提示用「地域福祉活動計画」素案の検討及び修正協議
令和3年 2月 15日	第4回策定委員会	① 檜葉町地域福祉活動計画最終素案の検討と協議。 ② 最終檜葉町地域福祉活動計画 策定委員会での承認。